

メンタル不調者に対する 社内の仕組み

15



めておくことが必要です。

(3) 復職後

規則等で「休職」の規定を設けていますが、不調者がが出たときを想定したうへの対応に関する相談が増加しています。従業員が突然メンタルヘルスの不調をきたした時に、休職や復職、退職などはどう対応していくのか、社内の仕組みや決まりごとが無いとの場しのぎの対応になりトラブルになります。

規則等で「休職」の規定を設けていますが、不調者がが出たときを想定したうへの対応に関する相談が増加しています。従業員が突然メンタルヘルスの不調をきたした時に、休職や復職、退職などはどう対応していくのか、社内の仕組みや決まりごとが無いとの場しのぎの対応になりトラブルになります。

(1) 休職に入る時
不調者が出了時の休職までの欠勤期間、休職に入る判断基準、開始時期、手続きなどを明確に定め不調者とその内容を相互に確認しておくことが重要です。

(2) 復職する時 整備

休職期間の満了が迫つて来ると、復職の可否をめぐつて最もトラブルが起きやすいのがこの復職の問題です。「回復」の基準が曖昧なままでは復職判断ができません。復職の判断を休職中のどの時点で、誰が何をもつて復職可と判断するのか、また復職できないときの手続きなども具体的に決

めることにもなりかねません。本人の体調等の様子をみて復帰後一定の期間は時間外労働を免除する、責任の重い仕事を担当させないといった配慮が必要です。

その3 就業規則等の改善

社内の仕組みを決めたら、就業規則等を整備します。きちんとしたルールを規定化し周知することで、不調者が出了ときも具体的な説明を行うことができるが、本人も安心して治療に専念できます。また復職時のトラブルを防ぐこともできます。

その4 管理職に研修等で必要な対応・対策を正しく理解してもらう

(船岡社会保険労務士事務所所長・ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)

その1 社内での対応の仕組みを作る
多くの企業では、私傷病で一定期間休業が必要な従業員のために、就業

不調者は事前に周囲が気づきケアすることができます。このケアにおいて管理職の役割は重要であり、また職場環境の改善の意義などを社内外の研修等で正しく理解してもらうことが重要です。

その5 長時間労働等の改善

恒常的な長時間労働は不調者の増加へつながります。精神障害の労災認定基準に基づく長時間労働があつた場合には、業務上疾病と判断される可能性が非常に高くなります。精神疾患の原因について企業の責任が問われる時代、メンタルヘルスの観点からも長時間労働の削減に取り組むことが急務です。